

○農林水産省告示第九百一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の十三の項のアメリカ合衆国か
ら發送される乾草に混入したむぎわら及びかもじ
ぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基
準を次のように定め、昭和五十四年七月三日から
施行する。

昭和五十四年六月三十日

農林水産大臣 渡辺美智雄

一 植物及び地域

アメリカ合衆国で生産されたアルファアルファ、
オーチャードグラス、スーダングラス、チ
モシー等の牧草の乾草(以下「乾草」という。)

であつて、スタンダードベイルの形態に結束さ
れたものに混入したむぎわら及びかもじぐさ属
植物の茎葉であること。

二 輸送方法

(一) コンテナに詰め、船積貨物として輸入され
たものであること。
(二) コンテナは、四のくん蒸施設として

使用されたものであること。

三 輸出国における検査及び証明

(一) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査さ
れ、かつ、その検査の結果、有害動物及び有
害植物が付着していないことを認め、又は信
ずる旨記載されているアメリカ合衆国植物防

疫機関が発行した植物検査証明書が添付して
あるものであること。

(二) 植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア ヘシアンバエに侵されていないものである
こと。
イ 四の消毒が行われたものであること。

四

輸出国における消毒
アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する場所
において、コンテナをくん蒸施設として使用
して、その内容積一立方メートル当たり二・一
グラムの燻化水素を使用して乾草の束内の温度
十度以上で七日間くん蒸すること。

五 鑑査板

(一) 四のくん蒸施設として輸送に使用されるコンテナの内壁に四の消毒に先立ちアメリカ合衆国植物防疫機関によりちよう付された鑑査板が、四の消毒による反応を示していること。

(二) 一の鑑査板は、銅製であつて、あらかじめ植物防疫官により、四の消毒による反応を示す性能を有することが確認されたものであること。

六 封印及び表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた乾草に係るコンテナには、アメリカ合衆国植物防疫機関により封印がなされ、かつ、輸出植物防疫が終了している旨の表示がなされていること。